

中古住宅購入補助

《確認事項》

- 住宅の購入日を基準日として、建築5年を経過した持ち家住宅であること
- 家屋の床面積が50㎡以上であって、店舗などとの併用住宅の場合は、床面積の2分の1以上に相当する部分が住宅用であること
- 中古住宅（マンション含む）を購入して、1年以内に居住すること
※購入日…登記事項証明書の所有権移転日、居住日…住民基本台帳の登録日
- 相続、贈与による住宅取得、2親等以内の親族間の売買は対象外
- 中学生以下の子ども（2親等以内、胎児を含む）が同居する世帯、または子どもがいない場合は夫婦の合計年齢が80歳未満であること
- 市内事業者へ合計30万円（消費税抜）以上のリフォーム工事を発注すること
- 自治会に加入すること
- 世帯全員の宗像市税の滞納がないこと
- 居住日（住民票の転居・転入日）から6カ月以内に申請すること

《申請手続き書類》

- 交付申請書（2枚組）
 - 世帯全員分の記載がある住民票の写し1通
※コピー不可。
※宗像市役所1F市民課で交付（取得から3ヵ月以内に提出してください。）
 - 世帯全員の宗像市税に滞納がないことの証明書（20歳以上の方それぞれ1通ずつ）
※宗像市役所1F税務課で交付（取得から3ヵ月以内に提出してください。）
※請求できる人が本人または代理人に限られます。代理人が取得する場合は委任状が必要です。
 - 母子健康手帳のコピー、または出産予定であることを確認することができる書類のコピー（胎児を有する者が世帯に含まれる場合のみ必要）
 - 中古住宅の登記事項証明書 ※コピー不可。建物分のみ。福岡法務局福岡出張所で交付
 - 中古住宅購入の売買契約書のコピー
 - 中古住宅購入の支払い実績がわかる書類のコピー（領収書、振込明細など）
 - リフォーム工事の契約内容が確認できる書類のコピー（工事請負契約書、見積書、請求書など）
※工事の内訳と金額がわかるもの
 - リフォーム工事の支払い実績がわかる書類のコピー（領収書、振込明細など）
 - リフォーム工事の実績が確認できる写真（リフォーム工事着工前と完成後）
 - 自治会に加入したことを証する書類（要自治会長の署名）、または自治会費領収書のコピー
 - 支払請求書
 - アンケート
- ※ その他市長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

所定の様式は、すべて <http://munakata-live.com> からダウンロードできます。

宗像市役所経営企画課（定住担当） TEL：0940-36-1284 FAX：0940-37-1242